

議事要旨(3) 企業会計基準適用指針公開草案第 15 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」のコメントについて

秋葉統括研究員から、「審議事項(3) 公開草案に対するコメントの公表」及び資料「企業会計基準適用指針（案）」に基づき、公開草案に対して寄せられたコメントのポイントとその対応案のうち、主要なものは以下の通りであるという説明がなされた。

1. 一定の信用リスクに係るデリバティブについて

- (1) 例示している中で、「複数の格付機関から」という記述は、必要ないのではないか。
- (2) 例示している中で、「格付の水準」という記述は、退職給付会計等のリスクフリーアセットとは異なり、そこまで信用力について高い水準を要求する必要はなく、投資適格と考えられているレベル以上であれば良いのではないか。

2. 格付が変更した場合について

上述のように、格付の水準を修正することにより、格付が変更した場合の取扱いは削除しても良いのではないか。

3. 物価連動国債の償却原価法の適用について

物価連動国債を一体処理することにも、引き続き時価評価することができるように、「適用時期等」に、売買目的有価証券に振り替えることができることを明記してはどうか。

これらに対して委員等からなされた主な発言は以下のとおりである。

- ・ 物価連動国債に償却原価法を適用しない取扱いとすべきというコメントが寄せられているがどう対応するのか。また、Q&A の Q24-2 があるにも関わらず、償却原価法を今まで適用していなかったのはなぜか。
- ・ 日本の物価連動国債に限らず、海外の物価連動国債も含むか。また、現在、評価差額を資本の部に直接計上している場合の処理はどのようにすればよいか。
- ・ 格付けには色々あり、例示ではあるが格付水準を示す場合には、織り込み方に留意する必要がある。
- ・ 適用時期等に「売買目的有価証券に振り替えることができる」と記載されているが、売買目的有価証券とするには要件があるはずなので、もう少し説明が必要なのではないか。

事務局からは、以下の説明があった。

まず、今回の対応については、金融商品会計基準の公表時には想定されていなかったその他の複合金融商品に対して、実態を適切に表すことができるよう修正を行うものである。現物の金融資産と緊密な関係にあるものについては、当初元本リスクが及ぶ可能性を考慮することにより対応を図っており、少なくとも今後、償却原価法を適用しないという理由を見出すことはできなかった。

次に、海外の物価連動国債等の適用についても、他の金融商品と同様に含まれると考えられる。また、従来から、評価差額を資本の部に直接計上している場合については、重要性の観点から行っていると考えられ、適用指針において明確にする必要はないと思われる。

最後の適用時期等の記載について、従来から時価評価しているものは、引き続き売買目的有価証券として時価評価することができるとしてはどうかということである。

以 上